

平成 14 年 3 月 20 日

長崎県公安委員会規程第 3 号

最終改正 令和 7 年 3 月 13 日

長崎県公安委員会の文書取扱いに関する規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 公安委員会保有文書の取扱い（第 8 条－第 18 条）

第 3 章 所属保有文書の取扱い（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書の適正かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文書 公安委員会の権限に属する事務に関し、公安委員会並びに長崎県警察本部（以下「本部」という。）及び警察署（以下「署」という。）において職務上取り扱う全ての文書（帳簿、図表、電磁的記録等を含む。）をいう。

(2) 公安委員会保有文書 次に掲げる文書をいう。

ア 公安委員会の会議録及び公安委員会の会議に提出された文書であって公安委員会が会議録と併せて保有することを必要と認めるもの

イ 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 43 条の 2 の規定に基づく監察の指示等に関する文書

ウ 警察法第 79 条の規定に基づく苦情の申出等に関する文書

エ アからウまでに掲げるもののほか、公安委員会の委員長及び委員並びに本部警務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、これらの者

が組織的に用いるものとして公安委員会が自ら保有することを必要と認めるもの

(3) 所属保有文書 公安委員会保有文書以外の文書をいう。

(文書の種類)

第3条 文書の種類は、次のとおりとする。

(1) 規則 警察法第38条第5項の規定により制定するものをいう。

(2) 規程 公安委員会の運営に関する細目的事項及び警察管理の権限に基づき、警察部内に関する事項について制定するものをいう。

(3) 告示 法令の規定又は職務上の権限に基づき、処分又は決定した事項を一般に公示するものをいう。

(4) 公告 告示以外で一般に公示するものをいう。

(5) 指令 特定の個人、法人又は団体の申請、願出等に対して、許可、認可、承認等をするものをいう。

(6) 達 特定の個人、法人又は団体に対して、権限に基づいて下命、禁止、取消し等をするものをいう。

(7) 一般文書 前各号に掲げる文書以外の文書をいう。

(文書の作成)

第4条 公安委員会の意思決定及び事務の実績については、文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が軽微なものである場合については、この限りでない。

2 文書は、分かりやすい用字用語を用い、的確かつ簡潔に記載するものとする。

(文書の書式)

第5条 文書の書式は、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）の定めるところによるものとする。ただし、法令に定めがあるものは、その定めによる。

(文書の記名)

第6条 公安委員会における文書の発信者名は、長崎県公安委員会委員長（以下「公安委員会委員長」という。）名を用いるものとする。ただし、法令に定めがある場合その他必要がある場合においては、公安委員会名を用いることができる。

(公布及び公表)

第7条 規則の公布及び公表を要する規程の公表は、長崎県公報に登載して行うものとする。ただし、天災地変その他緊急を要する場合において、長崎県公報に登載して公布し、又は公表することができないときは、公安委員会及び署の掲示板に掲示してこれに代えることができる。

第2章 公安委員会保有文書の取扱い

(管理体制)

第8条 公安委員会保有文書の適正な管理を行うため、文書管理者及び文書管理担当者を置く。

(文書管理者)

第9条 文書管理者は、警務部総務課公安委員会補佐室長（以下「補佐室長」という。）をもって充てる。

2 文書管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公安委員会保有文書の管理に関する規程等の整備に関すること。
- (2) 第11条に規定する公安委員会保有文書分類基準表及び第16条に規定する公安委員会保有文書ファイル管理簿の作成及び整備に関すること。
- (3) 公安委員会保有文書の保存期間の延長、廃棄その他公安委員会保有文書の適正な管理に関すること。

(文書管理担当者)

第9条の2 文書管理担当者は、公安委員会補佐室の職員（補佐室長を除く。）をもって充てる。

2 文書管理担当者は、文書管理者を補佐する。

(収受、起案等)

第10条 公安委員会保有文書を収受する場合は、別に定めのある場合を除き、必要に応じ、その文書の余白に受付印（別記様式第1号）を押し、公安委員会補佐室に備え付けた公安委員会保有文書収受件名簿（別記様式第2号）に登載した後、受付印の番号欄に、同収受件名簿による毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる一連の番号を付けるものとし、その後速やかに、公安委員会の閲覧に供しなければならない。

2 公安委員会補佐室の職員が作成する公安委員会保有文書の起案及び決裁は、別に定めのあるものを除き、本部長の定めるところによるものとする。

- 3 公安委員会保有文書を施行する場合は、別に定めのある場合を除き、「長公委」に続けて公安委員会補佐室に備え付けた公安委員会保有文書発議簿（別記様式第3号）による毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる一連の番号を付けるものとする。

（公安委員会保有文書分類基準表の作成及び改定）

第11条 文書管理者は、公安委員会保有文書を分類するため、公安委員会保有文書分類基準表を作成するものとする。

- 2 公安委員会保有文書分類基準表については、毎年度1回以上見直しを行い、必要と認める場合には、その改定を行うものとする。

（整理・保存）

第12条 公安委員会保有文書は、公安委員会が適切に管理し得る専用の場所において、公安委員会保有文書以外のものと区分して適切に整理・保存するものとする。

- 2 公安委員会保有文書は、前条第1項の公安委員会保有文書分類基準表に従い整理・保存するものとする。

（保存期間）

第13条 公安委員会保有文書は、次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間が経過する日までの間、保存しなければならない。

公安委員会の会議録	5年
第2条第2号アに規定する文書 （公安委員会の会議録を除く。）	1年
第2条第2号イに規定する文書	5年
第2条第2号ウに規定する文書	3年
第2条第2号エに規定する文書	公安委員会が定める期間

- 2 前項に規定する公安委員会保有文書の保存期間は、当該文書を作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

（保存期間の延長）

第14条 文書管理者は、公安委員会保有文書のうち、保存期間を延長する必要があると認めたときは、当該文書の保存期間を延長することができる。

- 2 文書管理者は、前項の規定により公安委員会保有文書の保存期間を延長するときは、当該文書の名称、延長の理由等を公安委員会に報告するものとする。

（廃棄）

第15条 文書管理者は、公安委員会保有文書の保存期間が満了したときは、当該文書を廃棄するものとする。この場合においては、当該文書の名称等を公安委員会に報告するものとする。

- 2 文書管理者は、特別の理由があるときは、公安委員会の承認を得て、保存期間が満了する前に公安委員会保有文書を廃棄することができる。この場合においては、廃棄する文書の名称、当該特別の理由及び廃棄の年月日を記録しなければならない。

（公安委員会保有文書ファイル管理簿）

第16条 文書管理者は、保存期間が1年以上の公安委員会保有文書について、公安委員会保有文書ファイル管理簿（別記様式第4号）を作成し管理するものとする。

（閲覧及び貸出し）

第17条 文書管理者は、必要があると認めるときは、公安委員会保有文書を長崎県警察職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

- 2 公安委員会保有文書を長崎県警察職員に貸し出すときは、公安委員会保有文書貸出簿（別記様式第5号）に文書名等所要事項を記載し、常に貸出しの状況を明らかにしておかなければならない。

（文書の発送）

第18条 公安委員会委員長名又は公安委員会名で発送する文書（以下「発送文書」という。）を郵送するときは、本部長の定めるところによるものとする。

- 2 他の官公庁又は機関（警察庁及び他都道府県警察を含む。）宛ての発送文書で直接持参又は交付する必要のあるものは、文書送達簿（別記様式第6号）

により直接送達の上、受領者を確認しておかなければならない。

第3章 所属保有文書の取扱い

(施行文書の記号及び番号)

第19条 所属保有文書を施行する場合は、次の各号に掲げる文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める記号及び番号を付けなければならない。

(1) 規程、告示、指令及び達 「長崎県公安委員会」を冠し、文書の種類ごとに、本部警務課に備え付けた公安委員会令達番号簿（別記様式第7号）による毎年1月1日に始まり、当年の12月31日に終わる一連の番号を付けるものとする。ただし、次に掲げる指令及び達については、それぞれに定めるところによるものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく指令 本部長の定めるところにより番号を付けること。

イ 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく指令 本部長の定めるところにより番号を付けること。

ウ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく猟銃用火薬类等譲受・譲渡・消費・輸入の許可及び火薬類運搬証明に関する指令 本部長の定めるところにより番号を付けること。

エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）に基づく指令 本部長の定めるところにより番号を付けること。

オ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）に基づく人命救助等に従事する者の届出済証明、使用人の届出済証明、銃砲刀剣類所持許可、教習資格認定、練習資格認定、年少射撃資格認定及び講習修了証明に関する指令 本部長の定めるところにより番号を付けること。

カ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく放置違反金等の徴収等に関する指令及び達 交通部交通指導課長の定めるところにより番号を付けること。

キ 道路交通法に基づく駐車監視員資格者証の交付（書換え交付及び再交付を含む。）に関する指令 警察庁交通局交通指導課長の定めるところにより番号を付けること。

ク 道路交通法に基づく駐車監視員資格者証及び法人の登録に関する指令

及び達（キに掲げる指令を除く。） 交通部交通指導課長の定めるところにより番号を付けること。

ケ 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく認定（認定の有効期間の更新を含む。）に関する指令 警察庁生活安全局長及び警察庁生活安全局生活安全企画課長の定めるところにより番号を付けること。

コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく運搬証明書に関する指令 生活安全部生活安全企画課長の定めるところにより番号を付けること。

サ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく認定等に関する指令 交通部交通企画課長の定めるところにより番号を付けること。

シ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく届出に関する指令 本部長の定めるところにより番号を付けること。

ス 銃刀法に基づく打刻命令、報告徴収及び受診等命令に関する達 本部長の定めるところにより番号を付けること。

セ 道路交通法に基づく診断書提出命令に関する達 交通部運転免許管理課長の定めるところにより番号を付けること。

ソ 道路交通法に基づく運転免許の行政処分に関する達 交通部運転免許管理課長の定めるところにより番号を付けること。

タ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく指定及び命令に関する達 警察庁刑事局組織犯罪対策部長の定めるところにより番号を付けること。

チ 長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に基づく安全運転管理者等の認定、解任等に関する指令及び達 交通部交通企画課長の定めるところにより番号を付けること。

ツ 長崎県道路交通法施行細則に基づく緊急自動車の指定及び届出確認に関する指令 交通部交通企画課長の定めるところにより番号を付けること。

テ 長崎県道路交通法施行細則に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する指令 交通部交通企画課長の定めるところにより番号を付けること。

ト 長崎県道路交通法施行細則に基づく特定自動運行に係る許可に関する
指令 交通部交通企画課長の定めるところにより番号を付けること。

- (2) 一般文書 「長公委」に続けて括弧書きした当該文書に係る事務の本部
主務課の記号又は署及び署の課の記号（別表）を冠し、本部主務課に備え
付けた公安委員会発件簿（別記様式第8号）による毎年4月1日に始まり、
翌年の3月31日に終わる一連の番号を付けるものとする。

（委任）

第20条 前条に定めるもののほか、所属保有文書の取扱いについては、別に定
めのあるものを除き、本部長の定めるところによるものとする。

第4章 雑則

（法令との関係）

第21条 文書の分類、作成、保存、廃棄その他の文書の管理に関する事項につ
いて法令に特別の定めがあるときは、その定めによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に作成又は取得した公安委員会保有文書に該当する文書
については、この規程により保存されている公安委員会保有文書とみなす。
- 3 この規程の施行日以降に施行される公安委員会における規則、規程、告示、
指令及び達の番号は、第8条第1項の規定にかかわらず、改正前の長崎県公
安委員会の文書取扱いに関する規程（以下「旧規程」という。）に基づく平
成14年3月31日現在のそれぞれの番号の次の番号から始まるものとする。
- 4 公安委員会保有文書収受件名簿の収受番号は、旧規程に基づく平成14年3
月31日現在の文書収発件名簿の受付番号の次の番号から始まるものとする。
- 5 公安委員会保有文書発議簿の文書番号は、第13条第4項の規定にかかわら
ず、旧規程に基づく平成14年3月31日現在の文書収発件名簿の施行番号の次
の番号から始まるものとする。この場合、原議番号は新たに1番から起こす
ものとする。

附 則（平成14年公安委員会規程第7号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規程第9号）

この規程は、平成14年8月23日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成15年5月8日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成15年10月21日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「有川警察署長」を「新上五島警察署長」に改める部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年4月14日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成17年8月12日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成18年3月24日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第11号）

この規程は、平成18年7月6日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規程第12号）

この規程は、平成19年12月18日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成21年3月23日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第7号）

この規程は、平成21年12月8日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第3項、第13条並びに第19条第2号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和5年3月24日から施行する。ただし、第19条第1号テ及びトの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和6年3月22日から施行する。

附 則（令和7年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第19条関係）

文書に付する主務課等の記号

1 本部の課等

課 等 名	記号	課 等 名	記号	課 等 名	記号
総 務 課	総	サイバー犯罪対策課	サ	交 通 指 導 課	交指
広 報 相 談 課	広	地 域 課	地	交 通 規 制 課	交規
会 計 課	会	通 信 指 令 課	通指	運 転 免 許 管 理 課	運免
警 務 課	務	自 動 車 警 ら 隊	自	交 通 機 動 隊	交機
装 備 施 設 課	装	刑 事 総 務 課	刑	高速道路交通警察隊	高速
情 報 管 理 課	情	捜 査 第 一 課	捜一	公 安 課	公
監 察 課	監	捜 査 第 二 課	捜二	警 備 課	備
厚 生 課	厚	組 織 犯 罪 対 策 課	組	外 事 課	外
留 置 管 理 課	留	鑑 識 課	鑑	機 動 隊	機
生活安全企画課	安	科学捜査研究所	研	警 察 学 校	学
人身安全対策課	人	機 動 捜 査 隊	機捜		
生活安全捜査課	生捜	交 通 企 画 課	交企		

※ 時限的に置かれた課等の記号については、本部長の定めるところによるものとする。

2 警察署

署 名	記号	署 名	記号	署 名	記号	署 名	記号
長 崎 警 察 署	長	雲 仙 警 察 署	雲	佐世保警察署	佐	新上五島警察署	上五
大 浦 警 察 署	大	島 原 警 察 署	島	相 浦 警 察 署	相	壱 岐 警 察 署	壱
浦 上 警 察 署	浦	南 島 原 警 察 署	南	江 迎 警 察 署	江	対馬南警察署	対南
時 津 警 察 署	時	大 村 警 察 署	村	松 浦 警 察 署	松	対馬北警察署	対北
西 海 警 察 署	西	川 棚 警 察 署	川	平 戸 警 察 署	平		
諫 早 警 察 署	諫	早 岐 警 察 署	早	五 島 警 察 署	五		

3 警察署の課

課 名	記号	課 名	記号	課 名	記号	課 名	記号
警 務 課	務	地 域 課	地	刑 事 第 一 課	刑一	警 備 課	備
留置管理課	留	地域交通課	地交	刑 事 第 二 課	刑二	外 事 課	外
会 計 課	会	捜 査 支 援 課	捜支	刑事生活安全課	刑生		
生活安全課	安	刑 事 課	刑	交 通 課	交		